

2019年6月7日

個人のお客さまへ

三井住友信託銀行株式会社

投資一任運用商品における消費者契約法改正への対応

2019年6月15日の「消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)」の施行により、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項が無効となります。

「三井住友信託ファンドラップ」(以下、「ファンドラップ」といいます)、「三井住友信託 SMA」につきましても、「行為能力の変動(成年後見等)の届け出があった場合」を契約の終了事由から除外する変更を、法令施行と同日に適用いたします。

また、ファンドラップの特約である「家族おもいやりパッケージ<相続時一括交付型>」(以下、「特約」といいます)における「三井住友信託ファンドラップ相続時一括交付特約」規定(以下、「特約規定」といいます)においても、法令施行と同日で一部表現の変更を行います。

今回の変更に伴って必要となるご契約者さまのお手続きはございません。また、特約については、ファンドラップの契約終了事由の変更に伴い表現を変更するものであり、内容を変更するものではありません。

特約規定の変更内容は、次ページのとおりです。

特約規定の変更内容

変更前	変更後
<p>第9条(本特約の終了)</p> <p>1. 本特約は次の各号に掲げる場合に終了します。</p> <p>④本投資一任契約が終了したとき(契約者の死亡を除く)。なお、<u>本投資一任契約約款第7条第3号の定めにかかわらず、契約者の行為能力の変動の届出が当社にあった場合その他本投資一任契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合であっても、本特約の終了事由に該当しない限り、本投資一任契約は終了しないものとします。</u>契約者の成年後見人等からの本投資一任契約の解約および本特約の解約は、成年後見人等が受贈者の同意を得た上で、当社がやむを得ない事情があると認めた場合のみ、可能とします。</p>	<p>第9条(本特約の終了)</p> <p>1. 本特約は次の各号に掲げる場合に終了します。</p> <p>④本投資一任契約が終了したとき(契約者の死亡を除く)。なお、<u>契約者の行為能力の変動の届出等が当社にあった場合であっても、本特約の終了事由に該当しない限り、本投資一任契約は終了しないものとします。</u>契約者の成年後見人等からの本投資一任契約の解約および本特約の解約は、成年後見人等が受贈者の同意を得た上で、当社がやむを得ない事情があると認めた場合のみ、可能とします。</p>

変更前の条文に記載のある「三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款」第7条第3号とは、「行為能力の変動(成年後見等)の届け出があった場合」を契約の終了事由とすることを定めていた条文です。この条文を今回の法令改正への対応として変更することに併せて、本特約規定の表現を変更するものです。

ご不明な点については、お取引店またはお近くの当社本支店までお問い合わせください。

以上